

● 事務局だより ●

◇ 第二十号をお届けいたします。

本号は、神奈川県紛争事例紹介の特集号といたしました。解決結果も記載されておりますので、関係の方々には一層ご参考にご利用いただけるものと存じます。

◇ また、建設省からは、平成二年度における全国の都道府県の紛争相談窓口で受け付けた苦情紛争の相談件数と、その内容・傾向等を解説した記事をいただきました。これも併せてお仕事のご参考にしていただきたいと思います。

◇ 本年度の宅建試験の受験申込者、受験者、合格者の内容について男女別、年代別、業種別等に分析した結果につきましても、このほどまとまりましたので、掲載しております。協力機関のご担当の方々など、関係する方は、ご一読いただければ幸いです。

◇ 宅建業免許事務、主任者登録事務のOA化事業につきましては、一昨年九月に本稼働を開始して以来、一年五カ月余を経過いたし

ましたが、この間、都道府県関係者の方々等の並々ならぬご協力によりまして順調に進展しております。

一月末現在のデータ入力済みの件数は、次のとおりです。

一、宅地建物取引業者登録

八四、七五四業者

二、宅地建物取引主任者登録

五〇九、七二二人

◇ 重要事項説明に関する事項は、本誌の建設省の調査でもお分かりのとおり、長年にわたり苦情紛争のトップを占めています。

昨年暮れに「望ましい重要事項説明のポイント」を刊行いたしました。関係の皆様方には、是非ご購読のうえ、苦情紛争の未然防止にお役立ていただきたいと存じます。

◇ また、昨年開催した講演会の記録「広告表示と紛争事例」をこのたび発刊いたしました。広告に関しましても、その重要性和比較し、やや認識が薄いように見受けられる面もあるように感じますので、本小冊子もご購読下さいますようお願いいたします。

◇ 近く、「都道府県窓口における不動産取引

紛争事例要旨集(平成二年度)および「宅地・建物取引判例 第三集」を発行いたします。

前者は、都道府県のご担当の方々のご協力により寄せられた紛争相談票の内容をとりまとめたもので、今後とも引き続きご送付いただきますようよろしくお願い申し上げます。

後者は、さきに発行した「宅地・建物取引判例の要点」及び「報酬請求権に関する判例の要点」の続編で、昭和六十年から六十二年の間の宅建業者の関与する判例について、事案の概要と判旨を簡潔にまとめたものです。

◇ 人事異動

「一月十五日」

● 退職

統括主任研究員

君塚 章